

**令和7年度椎葉村一般会計決算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 38,736千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 561,358千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	4,331			1,184	3,147
	高齢者福祉事業	33,838	1,638		4,701	27,499
	障害者福祉事業	171,725	111,421			60,304
	保育所運営事業	159,639	61,604		5,475	92,560
	母子福祉事業	9,342	789		3,577	4,976
	小計	378,875	175,452		14,937	188,486
社会保険	介護保険事業(繰出金)	94,171	3,967			90,204
	国民健康保険事業(繰出金)	33,111	14,394			18,717
	後期高齢者医療事業(繰出金)	59,056	12,407			46,649
	小計	186,338	30,768			155,570
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	1,886	231			1,655
	病院事業(繰出金)	203,300				203,300
	予防対策事業	12,347				12,347
	不妊治療費助成事業					
	小計	217,533	231			217,302
合 計		782,746	206,451		14,937	561,358